

平成28年(ホ)第12345号 会社法違反事件

過料決定

商号 株式会社甲野商事
住所 東京都新宿区西新宿本町三丁目2番1号 新宿ビル5階
当事者 甲野 一郎

主 文

当事者を過料 金3万円 に処する。
本件手続費用は、当事者の負担とする。

理 由

当事者は、上記会社の代表取締役役に就任していたところ、役員が退任し、法定の員数を欠くに至ったのに、平成28年3月3日までにその選任手続を怠った。

適 条

会社法976条、非訟事件手続法第120条、122条

平成28年5月25日

東京裁判所〇〇支部

裁判官 司法 誠一

上記は謄本である。

同日同庁裁判所書記官 東京 太郎

印